

関市市民活動助成金の対象事業費【別表第2（第4条関係）】

科目	助成金対象経費の説明
1 報償費	1 講演会、研修会等の講師及びイベント出演者の謝礼金、出演料又は贈呈物品費とする。 2 施設及び機材を無償で借り受けた場合の謝礼金又は物品費とする。
2 賃金	事業の実施に必要な賃金（団体の運営に必要な経常的な賃金は除く。）とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
3 旅費	講師、イベント出演者等の招へいに係る交通費及び宿泊費とする。
4 消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費とする。ただし、イベント参加者に支給する無償配布物品費及び経常的な事務用品費を除く。
5 印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費及び資料印刷費とする。
6 燃料費	事業の実施に必要な燃料代とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
7 光熱水費	事業の実施に必要な電気、ガス代等とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
8 手数料	事業の実施に必要な役務の提供を特定の個人等から受けることにより支払う各種手数料、賞状の筆耕、翻訳等に係る経費とする。
9 通信運搬費	事業の実施に必要な郵便代及び通信費とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
10 保険料	イベントに係る保険料、運送に係る自動車損害保険料等とする。
11 委託料	特殊な技術を必要とすること又は直接実施するよりも効率的なことについて、他に委託する経費とする。
12 使用料及び賃借料	事業の実施に必要な土地、建物、会場、機器、物品等の使用料又は賃借料とする。ただし、明確な積算根拠を示すこと。
13 原材料費	事業に必要な構造物又は製造物の構成部品となる材料費とする。
14 備品購入費	1 事業の実施に必要な耐用年数が1年以上の物品購入費とする。 2 購入予定の物品の仕様を明らかにすること。 3 単価100,000円以上の備品は、助成金の申請時に複数の者の見積書を添付すること。 4 減価償却の耐用年数分を使用し、当該使用期間の事業を継続すること。 5 備品購入費の総額は、助成対象経費の総額の3分の1以内とすること。ただし、関市ときめき市民活動助成金は、この限りでない。
15 その他	上記の助成対象経費以外の経費で、その他特に必要と認める経費は、助成金の対象とする。